

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年2月4日認可した。

令和7年2月14日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
大正池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大正池地区
唐櫃1号池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）唐櫃1号池地区
小海地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）小海地区